

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○救急病院及び救急診療所の申出の撤回……………	(地域医療課)	1
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………	(地域医療課)	1
○土地改良法による道営換地処分……………	(農業施設管理課)	2
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(維持管理防災課)	2
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課)	2

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)……………	2
-----------------------------	---

道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	3
---------------------------	---

告 示

北海道告示第552号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

また、届出のあった救急病院の申出書は、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年11月1日

北海道知事 鈴木直道

- | | |
|----------|---------------------|
| 1(1) 名 称 | 医療法人社団北札幌病院 |
| (2) 所在地 | 札幌市北区新琴似9条1丁目1番1号 |
| 2(1) 名 称 | 医療法人新さっぽろ脳神経外科病院 |
| (2) 所在地 | 札幌市厚別区上野幌1条2丁目1番10号 |
| 3(1) 名 称 | 医療法人社団苫小牧東部脳神経外科 |
| (2) 所在地 | 苫小牧市北栄町2丁目27番27号 |

北海道告示第553号

昭和62年北海道告示第1770号(救急病院及び救急診療所の認定)の一部を次のように改正

する。

令和4年11月1日

北海道知事 鈴木直道

札幌市の項市立札幌病院の事項、札幌中央病院の事項、医療法人社団土田病院の事項、松田整形外科記念病院の事項、医療法人社団石垣整形外科医院の事項、医療法人徳洲会札幌東徳洲会病院の事項、社会医療法人北楡会札幌北楡病院の事項、KKR札幌医療センターの事項、医療法人北海道整形外科記念病院の事項及び医療法人社団明日佳札幌宮の沢脳神経外科病院の事項中「令和4.10.31」を「令和7.10.31」に改め、同項勇気会医療法人北央病院の事項中

「勇気会医療法人北央病院	札幌市厚別区青葉町11丁目2番10号	令和7.3.31	を
「勇気会医療法人北央病院	札幌市厚別区青葉町11丁目2番10号	令和7.3.31	
新さっぽろ脳神経外科病院	札幌市厚別区厚別中央1条6丁目2番10号	令和7.7.16	に改め、同項医療法人社団静和会静和記念病院の事項中

「医療法人社団静和会静和記念病院	札幌市西区八軒5条東5丁目757-12	令和7.4.12	を
「医療法人社団静和会静和記念病院	札幌市西区八軒5条東5丁目1-1	令和7.4.12	に改め、同項医療法人社団北札幌病院の事項及び医療法人新さっぽろ脳神経外科病院の事項を削る。

函館市の項市立函館南茅部病院の事項中「令和4.10.31」を「令和7.10.31」に改める。

小樽市の項社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会小樽病院の事項中「令和4.10.31」を「令和7.10.31」に改める。

旭川市の項医療法人社団功和会佐久間病院の事項中「令和4.10.31」を「令和7.10.31」に改め、同項旭川脳神経外科循環器内科病院の事項中「令和4.12.31」を「令和7.10.31」に改める。

帯広市の項医療法人社団刀圭会協立病院の事項中「令和4.10.31」を「令和7.10.31」に改める。

苫小牧市の項王子総合病院の事項中

「王子総合病院	苫小牧市若草町3丁目4番8号	令和6.6.30	を
「王子総合病院	苫小牧市若草町3丁目4番8号	令和6.6.30	
勤医協苫小牧病院	苫小牧市見山町1丁目	令和7.10.31	に改め、同項医療法

8 番23号 」 人社団苫小牧東部脳神経外科の事項を削る。 富良野市の項中「令和 4.10.31」を「令和 7.10.31」に改める。 伊達市の項中「令和 4.10.31」を「令和 7.10.31」に改める。 石狩市の項石狩病院の事項中「令和 4.10.31」を「令和 7.10.31」に改める。 森町の項中「令和 4.10.31」を「令和 7.10.31」に改める。 江差町の項医療法人雄心会江差脳神経外科クリニックの事項中「令和 4.10.31」を「令和 7.10.31」に改める。 黒松内町の項中「令和 4.10.31」を「令和 7.10.31」に改める。 栗山町の項中「令和 4.10.31」を「令和 7.10.31」に改める。 日高町の項中「令和 4.10.31」を「令和 7.10.31」に改める。 浦河町の項中「令和 4.10.31」を「令和 7.10.31」に改める。 音更町の項医療法人徳洲会帯広徳洲会病院の事項中「令和 4.10.31」を「令和 7.10.31」に改める。 標茶町の項中「令和 4.10.31」を「令和 7.10.31」に改める。 北海道告示第554号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、美瑛市大富第4地区及び滝川市東滝川第1地区の換地処分をした。 令和4年11月1日 北海道知事 鈴木直道 北海道告示第555号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。 令和4年11月1日 北海道知事 鈴木直道 1 道路の種類 道道 2 路線名 初田牛厚床線 3 道路の区域 区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間 根室市初田牛410番1地先から 17.30mから 同市東厚床93番3地先まで 前 48.70mまで 2,756.60m —	後 17.30mから 2,756.60m — 48.70mまで 北海道告示第556号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。 令和4年11月1日 北海道知事 鈴木直道 路線名 供用開始の区間 供用開始の期日 道道 七飯大野線 北斗市本町1丁目192番1地先から 令和4年11月1日 同市本町1丁目192番1地先まで 道道 大野上磯線 北斗市本郷1丁目34番4地先から 同 同市本町1丁目170番1地先まで
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道空知総合振興局告示第31号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和4年11月1日 北海道空知総合振興局長 白石俊哉 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 落札に係る物品等の名称 デジタルカラー複写機等（プリンタ・スキャナ機能付き）の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） (2) 調達台数及び調達予定枚数 8台及び1月当たり モノクロ 32,000枚、フルカラー 60,000枚 2 落札を決定した日 令和4年2月17日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社大和商会 (2) 住所 岩見沢市6条東3丁目 4 落札金額 (1) 基本料金（1月当たり） 4,000円	

(2) 複写料金（1枚当たり）モノクロ 1.30円、フルカラー 3.50円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和4年1月7日付け北海道空知総合振興局告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道釧路総合振興局告示第4号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和4年11月1日 北海道釧路総合振興局長 菅 原 裕 之 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 混合塩化物（粒状凍結防止剤）（1キログラム当たりの単価） 834,660キログラム 2 落札を決定した日 令和4年10月18日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社三宝商会 (2) 住 所 釧路市堀川町7番35号 4 落札金額 48,500円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和4年9月6日付け北海道釧路総合振興局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 釧路市双葉町6番10号	北海道公安委員会規則第12号 道路交通法施行細則の一部を改正する規則 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。 目次中「第24条」を「第24条の4」に改める。 第8章中第24条の3の次に次の1条を加える。 （郵送による申請の手続） 第24条の4 次に掲げる申請を郵送により行おうとする者は、別表1に掲げる運転免許試験場を経由して当該申請をしなければならない。 (1) 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請（同項後段の申出に係るものを除く。） (2) 法第104条の4第5項（法第105条第2項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定による運転経歴証明書の交付の申請（前号に掲げる申請と日を同じくして行う場合に限る。） 2 前項の規定による同項第2号に掲げる申請は、第24条ただし書の規定にかかわらず、運転経歴証明書交付申請書に申請用写真を添付するものとする。 別表1中「法第104条の4第2項（申請による免許の取消し）」を「法第104条の4第1項（免許の取消しの申請）」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。
道 公 安 委 員 会 規 則	
道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年11月1日 北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一	